

上越市自治基本条例の
検証における意見

総務常任委員会

自治基本条例の検証に当たり、条文ごとにあらかじめ各会派及び委員からそれぞれの条項についての取り組み状況、課題、問題点の指摘及び具体的な対応、提案について取りまとめ記入した検証シートを作成した。それに基づいて該当する委員からの説明の後、委員間で討議を行い条項の検証を進める中で出された意見等は次のとおりである。

前文

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(目的)

第1条

- ・逐条解説に詳しい解説がある。自主自立のまちを広く捉えると提案の趣旨もある程度含まれているのではないか。ただし、わかりやすく表現する工夫は必要だ。
- ・条例制定当時今と同じような提案をし、条文はそのままだが逐条解説に解釈を入れた経過がある。このたび解説の意味合いを条文の表現として載せるほうが重要だと考え、あえて再提案した。
- ・自主自立のまちに関して逐条解説に書かれていることは、条文の説明としてはわかりにくい。この場の議論の中で、もう少しわかりやすくするために条文の改正を含めて検討する必要があるとなれば賛同する。
- ・現在の条文でよい。提案の趣旨を包含する内容が前文にある。前文では「自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して」とあり、それを受けての第1条目的だと思う。さらに、逐条解説にも解釈が載っているので、現状のままで差し支えない。
- ・自治基本条例を策定する意味合いは、自治体をつくることはそこにいる地域の住民にとって存立そのものがどうなのかということを含めて深く考えるということだと思う。自治体の存立そのものが目的ではなく、構成する住民の生活のありようをどうするかということが最終の目的であり、条例の目的に載せていくことが重要である。
- ・この点について、市のセルフチェックや市民会議では議論になっていなかったか。

〈行政の答弁〉

見直しについての規定が第43条にある。市民会議においては社会経済情勢の変化にかからない文言の修正の意見も出ていたが、今回の検証の意義を確認する中で、社会経済情勢の変化に照らして改正が必要かどうかという視点で進められ、この条に係る具体的な議論はなかった。

- ・逐条解説の解釈の表現がわかりにくいという指摘もあるが、市民みんながわかるような

条例でなければならないと思うので、逐条解説の中で提案のあった趣旨を整理してわかりやすくすることも必要だ。

- ・第43条にある社会経済情勢の変化に照らして言うと、条文の改正に踏み込むことはできないのではないかと。ただし、解説の中で若干の補足をしたほうが良いと思う。
- ・解説の内容になってしまったので、解説の整理はすることとして、提案の趣旨があやふやになっては困る。解釈に記されている自主自立のまちというのは、地方公共団体の存立目的である住民の福祉の増進の前提となる状態だということは非常に重要であり、これが解説の中であやふやになってしまうと困るので、提案を生かしていただきたい。
- ・前文に書かれている言葉は、合併協議の一つのスローガンとして使われたものであり、それを前文に落とし込んだ。何のために自主自立のまちづくりなのかということを述べた言葉であるので、本来目的というのは豊かさ、安らぎ、快適な生活のために自主自立のまちづくりをするのだと言うほうが、条文を適正に表現していくにはふさわしいという意味で述べている。前文があるからいいということではなく、目的は目的としての表現をしっかりと示す必要がある。
- ・条例は各条が大切なことに間違いはないが、条例全体で解釈していかないといけないと思う。前文にかなり詳しく前段があって、最終的に自主自立のまちづくりに取り組むということをやっている。その前段というものはどの条文にも生きてきているので、あえて目的に事細かく書かなくてはならないという性質のものではない。
- ・意味が違う。目的だから最終の目的を明確にする必要があるのであって、自主自立のまちづくりをすることによって豊かさ、安らぎ、快適な生活ができることになると思う。それが前文の表現で足りるという意見は理解できない。そもそも目的とそのためになんかどうしてこうということは、明確に表現しないとまずいのではないかと。思う。

〈委員長〉

第1条は、行政も市民会議も条文に不備はないとしている。条例改正を提案するには、きちっと説明のできるものでないと委員会としてまとめられないのではないかと。逐条解説の中で修正を加えることでまとめたい。

(定義)

第2条第1項第1号～第5号

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(自治の基本理念)

第3条第1項第1号～第4号

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

第3条第1項第5号

- ・取り組み状況、課題等の指摘は理解できるが、基本理念ということなので、運用面を議論すると限りなく意見が出てしまう。後ほど個別の条文のところで議論すればよいが、条文に従いこれまでどおり取り組んでいくという言葉でまとめることには疑問がある。
- ・第32条の地域自治区で議論したほうが適正ではないか。

第3条第1項第6号

- ・これまで自主自立の取り組みをしてきたと総合的に判断する。ただし、病院事業会計の消費税の過払い問題では、国、県の判断を仰いでも明確に答えが出なかった中で、多角的な検討と判断はなされず、違法、不当ではないが市民の税金が最小にして最大の効果を得るような形にならなかった。そのような例が実際にあったので、この項について検討する必要があるのではないか。
- ・個々にはいろいろな問題があるかもしれないが、総体的に考えて条文に従いこれまでどおり取り組んでいくということによい。
- ・取り組み状況、課題等の指摘に示したものは個別の問題かもしれないが、市民の暮らしにかかわる非常に重大な問題で、自主性、自立性を問われるようなところでの判断の仕方はどうなのかという率直な疑問を提示したので、そこを踏まえていただきたい。
- ・条文が理想的であるか否かと実際の評価とは違うのではないか。評価の仕方ではいろいろあるのは理解できるが、条文に書いてあることは理想であって、その理想を目指してみんなで頑張らなくてはいけないというものがいいか悪いかという問題だと思う。よって問題はないと思う。TPPの問題が今すぐ出さなくてはいけない問題なのかどうかという話は、この項ではいかなものかと思う。
- ・当委員会での検証結果の項目に当てはめると、どうしても評価を含んだ意見を言わなくてはならなくなる。
- ・取り組み状況、課題、問題点などについて、市長は市長の立場で一般質問などにおいて自身の考えを整理して答弁をしており、取り組んでいるので問題はない。
- ・病院事業会計の消費税過払い問題は、行政は精いっぱいやってきたと思う。それまでの背景があって消費税を払ってきた。議会も決算を認めてきた、予算でも認めてきた。最終的に行政が調べる中で払わなくてよかったということでいろいろ取り組んでこられた。
- ・自治の基本理念は、市長だけに係る文言ではなく、議会も市民も含めている。それぞれの節々で、行政であろうと議会であろうと責任のある立場の人がきちっとした考え方で

対応していくことが重要だということを基本理念は言っている。

(自治の基本原則)

第4条 見出し (自治の基本原則) 及び第1項本文

〈委員長〉

取り組み状況、課題等の指摘にある「基本原則」の使い方について、行政の見解を聞きたい。

〈行政の見解〉

国の法令における使用例では、民法、地方自治法、地方財政法等において「基本原則」という言葉が使われているので特段問題はなく、法令上使って適当であると思う。

- ・法令上で「基本原則」が使われていることについてはその通りかもしれないが、自治基本条例第3条で自治の基本理念とあり、また、第4条で自治の基本原則とある。言葉としては「理念」と「原則」ということで違うということではあるが、第4条の条文の中で明らかなように「推進する」ということと「理念」ということと意味合いは違うわけで、これが非常に紛らわしい。第4条の条文の中で「原則として自治を推進する」となっているわけだから、条文に忠実な見出しにしたほうがいいということで提案した。
- ・「基本原則」という文言は、さまざまな法令で使われており、提案のような「基本」と「原則」が同義語であるとの意味合いはないので問題ない。
- ・自治の基本というのがあって、それを原則にしていくという趣旨だと理解をするので現状でよい。
- ・民法第1条の見出しも基本原則となっており、日本国憲法の基本原則という表記もあるので「基本原則」という使われ方もある。
- ・原則という言葉にこだわれば、「原則」で1つの意味を十分に表現している。原則とは一つの基本的な「則」「決まり」であり、そこに「基本」という言葉をかぶせて入れることは議論のあるところである。また、見出しは条文を簡潔かつ正確にあらわすもので、法制執務上の基本である。見出しがあって条文があるわけではないので、条文の中で「基本原則」という言葉を使っていないのに見出しであえて使うということは少し奇異に感じる。
- ・「自治の基本理念」と「自治の基本原則」という語句が条を変えて出てきているが、紛らわしいと感じているので総合的に判断して提案した。

第4条第1項第1号

- ・市民会議からの指摘も随分ある。意見書にまとめとして記されているのはわずか4項目

であるが、その前段で情報共有についての指摘がある。条例を重んじより積極的に取り組むという内容でまとめてほしい。

- ・委員会としてまとめた説明の中で「市民会議の意見の中に情報共有に関するものがあることを受け」とあるが「市民会議の指摘の中に情報共有に関連するものがあることを受け」に修正してほしい。市民会議の指摘事項の関連の中で情報共有が関連してくるという趣旨であり、「意見」とすると市民会議の委員の意見の部類に入るという誤解を生ずる。

第4条第1項第2号

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

第4条第1項第3号

- ・NPOとの委託契約については、契約者双方で協議をするので余り問題はないと思う。弊害はあるのか。
- ・NPOに委託する場合、人件費部分と間接経費の部分は今まで基本的には見積もられていなかったことから、NPOがより専門性を発揮しながら持続的に活動していくことが難しかった。また、委託そのものも進まない現状にもあるということが言われている。
- ・少子化対策、人材育成などを含めて協働の精神にのっとり適正な価格にしていく必要がある。
- ・NPOの理事長から、委託契約について人件費の問題で課題に記載されているような内容できちんとしてほしいとの要望を聞いているので、条例を重んじより積極的に取り組むとしてよい。
- ・委員会としてまとめた説明の中で「NPOとの委託契約内容の適正化に対する要望を受け」を「NPOとの委託契約における人件費や間接経費の適正な方法を確立するなど」に修正してほしい。ここは委員会として議論して方針を決めた中身であり、誰かに言われたりどこかから要望されたりしたわけではない。委員会の指摘として行政の検証に反映してもらうという意味なので、要望という言葉はなじまない。

第4条第1項第4号

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市民の権利)

第5条第1項～第3項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市民の責務)

第6条第1項

【取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案を第18条第1項に移して議論することとする】

第6条第2項

- ・提案は総合的な見地から云々ということだが、そこまで市民に責務を負わせる話ではない。市民の皆さんそれぞれの思いや立場、置かれた位置を中心に発言をしていくのが我々も含めて通常の市民の立場である。それを総合的に高めたり判断したりしていくというのは議員としては当然だが、市民個人にそここのところの責任を持たせるというのはちょっとやり過ぎであり、ふさわしくない。

第6条第3項

- ・逐条解説では、サービスを享受するに当たっては市民も負担をしなければならないという基本原則が書いてあるが、提案では負担する部分はどこで出てくるのか。
- ・ただ負担だけではないだろうという問題意識からこのように提案したもので、必要なら修正が必要だ。
- ・提案されている「それぞれの立場」という文言は、市民の責務にはそぐわない。
- ・市民の責務は、ここでは応分の負担をうたっているわけで、提案は「市民は、サービスの向上に向けて、それぞれの立場で努力しなければならない」であり、意味も内容も全く違う。現行の条文のままでよい。
- ・市が提供するサービスの中には、無料のものも有料のものもある。サービスを受ける側としてどういうことが必要なのかという議論の中で出てきた提案である。求められる負担は当然負担していかなければならないが、それだけでいいのか。サービスが十分であるのかどうかということも含めて、市民は関心を持っていく姿勢が大切だということで条文の改正を考えた。
- ・責務という形の中では、現在の表現が適切だ。

(市議会の権限)

第7条

- ・提案のように、議会基本条例を検証していることを強調する必要があるのか。
- ・提案の趣旨は理解できるが、ここは割り切って考える必要がある。今は自治基本条例を検証しているわけで、市議会の権限、市議会の責務の中で条文を変えなければならないのかということ考えると、自治基本条例でうたわれている市議会の部分については、現状のまま条文に従いこれまでどおり取り組んでいくということでのよい。議会としては議会基本条例があって、現在検証中であるということで、そこを分けて考える。

- ・ 条文を重んじ、より積極的に進めるという範疇に、自治基本条例を踏まえて議会基本条例を策定して、そして検証している活動全てが入るのではないかという意味で提案している。
- ・ 提案の趣旨を生かして、この条例を重んじ、議会としてこういう取り組みをしているということでまとめたほうがよい。

(市議会の責務)

第 8 条 第 1 項・第 2 項

(第 7 条の意見と同じ)

第 8 条 第 3 項

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(第 4 条見出し「自治の基本原則」についての議論と同じ)

(市議会議員の責務)

第 9 条 第 1 項～第 3 項

(第 7 条の意見と同じ)

(市長の権限)

第 1 0 条 第 1 項・第 2 項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市長の責務)

第 1 1 条 第 1 項

- ・ 条文に沿って市長は取り組んでいる。(仮称)厚生産業会館についても市長は意見を十分聞きながら自分の発言、決定について責任を持って行動されている。
- ・ (仮称)厚生産業会館について、高田区の地域協議会から答申が出て、それに対する市長の記者会見の中で、なぜこのようになったかという市長の怒りが表に出たような言葉で、誰が議論をリードしてこういう結論になったか議事録をよく見なくてはいけないというようなことまで言っている。行政のトップとしては、地域協議会として諮問を受けて議論して、その結果を出されたわけだからまずそれをしっかり受けとめるということを先に言うべきである。行政側の対応としては疑問を感じたのでこのように提案した。
- ・ 地域協議会の条項で議論したほうがよい。

【取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案を第 3 2 条 第 2 項に移して議論することとする】

第 1 1 条 第 2 項

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(第4条見出し「自治の基本原則」についての議論と同じ)

第11条第3項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市長以外の執行機関の権限)

第12条

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市長以外の執行機関の責務)

第13条第1項・2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市の職員の責務)

第14条第1項

- ・条文の趣旨について、職員に啓発、啓蒙が必要であると思う。
- ・啓蒙という文言は使わないほうがよい。
- ・委員会としてまとめた説明の文頭に「不祥事が繰り返されないよう」を入れたほうがわかりやすい。ここで議論したのは不祥事についてである。

〈委員長〉

不祥事という言葉について検討してみたが、職員側の立場に立って見ると、余りにもあからさまに出てき過ぎるので、やわらかく表現した。

- ・これは一般的な職員の話ではなく、時たま不祥事が起きてしまうことが問題なのであって、職員にとっても残念な話だと思う。そういう意味で不祥事が起きないようにということで、議会から指摘する以前に職員としてそういう気持ちは常に持っていると思うので、その辺は明確にしたほうがよいと思う。職員全体という言い方をしているわけではない。
- ・言葉の中で説明すれば済む問題で、そこまでことさら文言を入れる必要はない。
- ・条文の趣旨はあくまでも全体の奉仕者として法令を遵守し、公正かつ誠実にということなので、不祥事というのはむしろ犯罪という意味合いであり、そういう表現はよくないと思う。
- ・「より積極的に取り組む」という言葉に包含した形で理解してもらえばよい。具体的に書けばはっきりするが、あえて書かなくてもよい。

第14条第2項

- ・能力と自己啓発、政策法務能力がさらに必要だと思う。
- ・踏み込んだ意見を書くには、具体的に勉強不足だという事例がないと指摘しにくい。
- ・1つの事例として病院事業会計における消費税の過払い問題が挙げられる。グレーゾーンで明確に法律で決められないようなときに、職員として市民にとって利益となるよう強い意志を持って物事に対処していくことが必要ではないか。
- ・現状で職員は一生懸命やっているが、さらにこの条文を重んじて、積極的に取り組んでほしい。
- ・議論の過程の中であったように、「自主自立精神と政策法務能力を高めるよう」という文言を「職員は一生懸命やっているが、」の後に入れてほしい。検証の中で提案した文言を簡略化したものである。

(市政運営の基本原則)

第15条 見出し「市政運営の基本原則」

- ・全国的に見て見出しで「市政運営の基本原則」としている自治体は少数であり、「市政運営の原則」または「市政運営」とするほうがいいのではないか。
- ・見出しで条文と違う表現を主張するのはいかがなものか。
- ・基本となる項目が幾つも羅列されていればこの見出しでもいいと思うが、条文は2項立てであり、「市政運営の原則」で足りる。第16条の条文も修正するほうがよい。
- ・「市政運営の基本原則」で問題ない。

第15条第1項

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(第4条見出し「自治の基本原則」についての議論と同じ)

第15条第2項

- ・条例を重んじ、より積極的に取り組むと記載したが、第15条では市議会と市長が並列になっているので、申し入れるという言い方をしないで取り組むとした。議会も議員も含めて市政運営にかかわる全ての人が、意識を高めていこうという意味合いで提案した。
- ・違法・不当でなければ問題にしないという風潮は普通なのではないか。それをわざわざ問題視するのはいかがなものか。
- ・グレーのゾーンというのは世の中にたくさんあり、市政運営において法的に責めを負わないという中で、倫理の問題からしてもいろいろな判断で対応することがある。
- ・第14条市の職員の責務と同じ扱いにするべきである。

(総合計画)

第16条

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(第4条見出し「自治の基本原則」、第15条見出し「市政運営の基本原則」についての議論と同じ)

(財政運営)

第17条第1項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

第17条第2項

- ・この条文に関しては市の取り組みが弱いと感じるので、積極的に市民のところへ出て行って説明をしなければならないと思う。予算について、向こう5年以降の収支の均衡が図られず計画が立てられないことを市は何も説明していない。

(情報共有及び説明責任)

第18条第1項

【第6条第1項に記された取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案を移して議論することとした】

- ・ユーストリームによる委員会の放映が計画されているが、高齢者などのパソコンを使えない方に向けて何か方法がないかと思う。議会報告会でもパソコンを使うことのできない方についての情報に関する質問があったことから提案した。
- ・具体的にインターネット以外でどのような方法があるのか。
- ・委員会としてまとめた説明の中で「市民会議の意見の中に情報共有に関するものがあることを受け」とあるが「市民会議の指摘の中に情報共有に関連するものがあることを受け」としてほしい。第4条第1項と同じものであるので理由は同じである。

第18条第2項

- ・総合事務所の見直しや厚生産業会館の問題など市民の関心の高い重大な問題について、課題を絞った市民との直接対話が少なくなっていることから提案した。
- ・総合事務所における産業建設グループの集約化については、13区くまなく4巡もして説明した。(仮称)厚生産業会館は高田区が対象という方針で臨んでこられた経緯があり、それぞれ一生懸命やってきていると思う。あえて条文を重んじ、より積極的に取り組むとは判断しがたい。
- ・より一生懸命やってほしいという意味合いで受けとめてもらいたい。

(情報公開)

第19条第1項・第2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(個人情報保護)

第20条第1項

【当初課題等の指摘及び提案なしだったが、第2項での議論を第1項に移すこととした】

第20条第2項

- ・災害時の個人情報の扱いは、個人情報保護条例のほうで柔軟な対応はできないのか。
- ・自治基本条例を改正して取り組む具体的な方策が今のところないので、国などの法整備の状況を行政側に聞いてみてはどうか。
- ・この項は個人情報の開示手続についての規定であり、提案内容は第1項で整理したほうがよい。
- ・個人情報の保護について、災害時にも適切に対応してもらいたいという趣旨であるので、第1項で議論すべきだと思う。
- ・個人情報の部分でもあり、情報提供の部分でもあり難しい。通常は個人情報の保護を適正にするということは、より厳格に保護しようということになる。

〈行政の見解〉

市のセルフチェックの中で、災害対策など緊急を要する事態における個人情報の取り扱いについては、条例の定め以上に個人情報の提供を控えてしまう過剰反応とならないよう留意し、適切な個人情報の収集と保護に努めていくという記載があり、問題意識を持って検討を行っていく意向である。

【上記の第20条第2項の議論は、第20条第1項に移すこととする】

(審議会等)

第21条第1項

- ・市民会議が指摘をしているので、その指摘を受けた形で委員会としてまとめればよい。第4条でも同様の議論をしているので、ここで議論するまでもなく同じ方向性でよい。
- ・逐条解説の中に、選任に当たり幅広い分野、年齢層、居住地域や男女の構成比、他の審議会との兼務状況などを考慮するとあるので、十分足りることから条文を改正する必要はない。

第21条第2項

- ・審議会に議員を含まないということは、過去の議会改革の中でそのような方向性にした。都市計画審議会のように法律に規定のあるものはやむを得ないが、それ以外は辞退する

こととなっているので問題はないと思う。

- ・都市計画審議会も含めての提案である。そこも議員は必要ないのではないか。
- ・法律を改正することになると、それは我々の責任外の話になる。
- ・議員が代表で参画している審議会にもかかわらず、審議会で決めたことをまた議会の所管事務調査などで議論している。むしろ、審議会に議員が入らない中で、所管事務調査などで審議したほうがよいのではないか。
- ・気持はわかるが、法律の中で決められていることなので、そこは区分けをする必要がある。ここで議会として法律改正に向け意見書を出していくという話でもないと思う。
- ・審議会に出ている議員は、必ずしも議会を代表しているわけでもない。いわゆる学識経験者的な人選であるから、今ここでそれをどうこうするという話にはならないのではないか。
- ・議員を審議会の構成員にしないということは、議会としてどういう扱いにするかということになると思うので、別のところで議論する必要がある。意見があったということだけにとどめる。
- ・現在法律に定めのある最低限の範囲で議員を審議会委員に選出している。
- ・クォータ制は検討項目に挙げておいてはどうか思う。
- ・クォータ制は既に男女共同参画基本条例の中で、男女同数となるよう配慮しなければならぬということで、上越市としては制度的にうたっているので再認識することでよい。

〈委員長〉

行政の見解として、男女共同参画基本条例の中でこの趣旨が盛られていると言っているか。

〈行政の見解〉

男女共同参画基本条例第13条第3項に規定がある。既に条例にのっとって努力をしている。

第21条第3項

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

第21条第4項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(パブリックコメント)

第22条第1項

- ・パブリックコメントに対する市民の意見が少ない理由は、既に固まった段階で出てくる

ので何を言ってもだめなのではないかという感覚が市民の中にあるのではないか。提案のように、早い段階で自分の意見も少しは反映されることが目に見えてくれば、また多くなるのかもしれない。

- ・採用される意見は3分の1程度と聞く。意見を出してもしょうがないとの感覚があるのかもしれない。
- ・パブリックコメントにかける時期を一律に早めるということではない。みんなで作り上げていく手法をとらなければならない政策条例のようなものは、もう少し早い段階でパブリックコメントに出していくことを議会として行政側に要請してはどうか。例えば自治基本条例のような条例を、案になった段階でパブリックコメントをやるのではなく、どんな中身を入れた条例にするかという段階でパブリックコメントをしていくということとは効果があると思う。
- ・行政に聞くが、条例案など固まった段階でなく、素案の段階でもパブリックコメントにかけることができるという理解でよいか。

〈行政の答弁〉

条例の規定では、回数、時期について明確な規定はない。重要な計画、条例等の立案の段階でという表現になっている。担当課でも回数、時期の制限は設けていないとのことである。実際の運用上は、最終的に市の案を固める前にパブリックコメントにかけることとしているので、市民会議からの指摘のように固まった段階で意見を聞いていると捉えられかねない状況である。市民会議からの指摘を受け、担当課では改善に向けて取り組んでいる。

第22条第2項

- ・行政に聞くが、市民会議の指摘の中にパブリックコメントの回答が的外れだとの意見があるが、実態を聞きたい。

〈行政の答弁〉

パブリックコメントで採用された意見が少ないということも背景にある。また、質問の中にはわかりにくいものもあるが、市は丁寧かつ謙虚に回答していきたい。

第22条第3項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(苦情処理等)

第23条第1項・第2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(行政手続)

第24条第1項・第2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、案なし)

(評価)

第25条第1項

〈委員長〉

行政に聞くが、行政評価は現状どのようにやっているのか。

〈行政の答弁〉

最新の評価としては、22年度実施の事務事業の総ざらいがある。結果を市のホームページで公表しており、引き続き改善、見直しを行っている。改善、見直しの中身は、予算査定の資料、政策形成過程で活用しているが、公表する必要性は自治基本条例の規定からも認識しているので、今後公表に向けて検討を進めたい。

- ・総ざらいの結果を市のホームページで公表していると言うが、評価の結果や改善、見直しの内容を市民にわかりやすく公表するというレベルには達していない。
- ・例年事務事業の検証を行っているが、それもわかりやすくアクセスしやすく、またアクセスしなくても情報が届くような情報提供の方法を検討してもらいたい。

第25条第2項

- ・行政側は課題があるとしていながらも直ちには実施しないと言っている。課題を早期に解決して評価を実施せよというくらい具体的な指摘が必要である。アバウトな指摘では意味がない。一般的な決意のような話とは違う。
- ・第三者評価について、早期に課題を解決して条文を重んじ、より積極的に取り組むものとする。
- ・会派の中では、評価ができないのならこの第2項を削除すべきでないかという意見も出していた。
- ・市は費用対効果が出ないとしているが、条例にまで規定しているのでそれは違うのではないか。

(外部監査)

第26条第1項・第2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(政策法務)

第27条

- ・法令の自主的解釈権が認められているが、自治体ごとに自主的な解釈をしていくと法令の趣旨は守られていくのかという問題もあると思う。
- ・国が、法令の運用や解釈において、地方自治体を縛ることは基本的にはしないということになっている。ただし、技術的指導や通達はできることになっていて、そこで争いがあればほかの場で争う仕組みもできてきているので、解決できる仕組みになっていると思う。
- ・逐条解説に明快に記されている。
- ・逆に地方分権の流れの中で、法令の自主的解釈権が認められてしまったことに問題がありはしないのかという気がしている。
- ・自主的解釈権の趣旨がまだ徹底していなくて、自治の現場の最先端にいる立場として、自分たちの身近な課題について、法令解釈を積極的に自主、自立的にやることによってもっと事務事業の推進が図られていくのではないかと思う。必要であれば、国、県との議論もして、自治体が進むべき方向性を確立して行くという姿勢はまだ足りないと思う。ぜひ積極的に進めていただきたい。

(法令遵守)

第28条

- ・訓令である職員倫理規定を条例にできないか。
- ・職員倫理規定は対象が一般職であり、特別職、議会も含めて体制整備を図る必要がある。
- ・提案の趣旨は、倫理の保持という部分で倫理条例を定めたほうがよいということか。
- ・端的に言ってそういうことだ。倫理ということだけではなく、条文では適法かつ公正な市政運営ということだから、倫理という視点だと政治家の資産公開などにシフトするようだが、ここでは少し幅広いイメージを考えている。
- ・第2項を追加して別に条例で定めるとすると、今体制が整備されていない中で違和感がある。議会サイドでは、議会基本条例を検証中である。議会倫理条例についてもこれから具体的に協議する段階なのでここは現状でよい。
- ・体制整備を図ることは重要であり、特別職も含めて職員の行動基準及び責務等に関する条例を制定し、公益通報の制度も含めて制度設計をしている自治体が結構出てきている。我々も具体的に意識しながら前に進めていく必要があるので、姿勢を示せるような検証にしてほしい。

(公益通報)

第29条

- ・ 現在職員の中に公益通報について問題を抱えているなら別だが、何もかもぎちぎちにしようするのはよくないと思う。現行の条文で十分である。
- ・ 行政も自覚をして、市として例規等の制定や体制整備が不十分であると言い切って検証しているのに、議会が今の状況で十分だという言い方はないと思う。
- ・ 今市ではさまざまな処分が行われている。市へ事前の通報があり市長も対応している。通報者に不利益が及ぶようなことは許されることではないが、今の状況で機能している。
- ・ 市のセルフチェックで不十分だとしながら、規定に不備はないとまとめられていて、おかしい表現である。行政の姿勢として、不十分だったら体制整備に進むべきではないか。
- ・ 行政では、実際の運用、取り組みという視点ではなく条文の規定に問題がないという言い方だと思う。その上で、条例の運用に当たり市として例規等の制定や体制整備が不十分であると検証している。私も同様に考えて提案をしているので、行政の考えと一致した形で進められるのではないか。

(危機管理)

第30条第1項

- ・ 昨年津波を想定した防災訓練が行われており、条文を踏まえてやっていると見ている。
- ・ 原子力災害の分野は全くこれからであり、検証としては提案したように表現しておくべきだ。
- ・ 津波に関して、国、県の指針がまだ出されていない中で、市は避難ビルを指定するなどしてやるべきことはやっている。
- ・ 具体的な不備の指摘ということではなく、新たに起こった大災害を教訓にして今みんなで考えている最中である。そこを踏まえて、市の努力も評価しながら、よりよく前へ進む努力をしている。文言の見直しもさることながら、歴史的な状況の中での新たな危機管理の実践的な対応を我々が意識していくことは重要なことであり、きちっとあらわすべきである。

第30条第2項・第3項

(第1項の意見と同じ)

(都市内分権)

第31条

- ・ 地域協議会に委ねられているのは、市長からの諮問に対しての審議であり、自主審議は諮問に対しての審議以外で各地域協議会が独自に判断してやるものである。地域活動支援事業の審査に時間をとられても、諮問された事項がおろそかにならなければいい。

- ・市長からの諮問に対しての審議は十分な時間をかけていると思っている。行政は、地域協議会に地域の自主自立の精神を求めているが、そういった部分での審議がない。地域協議会では、さまざまなまちづくり団体から出される地域活動支援事業の提案に対して批判をするだけで、地域協議会委員は本当に地域のことを考えているのか疑問である。一生懸命やろうとしているまちづくり団体の活動をつぶそうとするような部分も見受けられる。自分のまちのことは自分たちで考えるという先頭に立つ方たちが地域協議会委員ではないのかと思うのでこのように提案した。
- ・地域協議会委員の中には、地域活動支援事業の審査に時間をとられて、自主審議にまで手が回らないと言う方が結構いる。一方、地域活動支援事業のさまざまな取り組みを進めていく中で、地域協議会の存在感が高まっているということも事実であり、そのメリットも押さえておく必要がある。
- ・地域活動支援事業の採択に関して、統一基準はある。それに加えて各区独自の地域性を生かした採択方針を持っているので、都市内分権の精神に合ったやり方だと思う。細部の課題はあるかもしれないが、大枠ではいいやり方で進んでいる。
- ・地域活動支援事業はまちづくりだと思うし自主審議とイコールだという面も多々あるので、地域活動支援事業の審査に時間を費やすことがよくないということばかりではない。
- ・都市内分権という観点で見たときに、地域活動支援事業の採択基準の仕組みというのは基本的にいいと思う。全区共通の統一基準があり、さらに各区ごとの個性を発揮できる基準づくりもできるという点で評価し、異論はない。
- ・一つの例として、産業建設グループ集約化に当たり、産業建設グループはまさに地域づくりの中心的事業を議論する大事な部署である。集約後は、各区単位でなく集約されたエリアの中で議論にすることになりかねない。区の担当を置いてその方が中心になって区に出て議論することもできないわけではないが、制度的に見て今よりも後退する仕組みになると評価した。
- ・この条では都市内分権の概念をうたっているだけで、今ほどのような議論は次の第32条の中で議論すべき内容ではないか。

【上記の第31条の議論は、第32条に移すこととする】

(地域自治区)

第32条第1項

【第31条の議論は、第32条に移すこととする】

第32条第2項

- ・地域協議会委員のクォータ制の導入について、立候補のときは女性みずからの意思となるが、定数に満たない場合で市長が選任するときのことを指しているのか。
- ・地域協議会委員は手挙げ方式だとはいえ、そこにクォータ制を入れて、委員の3割くらいは女性から委員になってもらうという前提があつての手挙げ方式であれば、間違いなく女性が委員になることになる。今の男女共同参画の精神にのっとしてやっていただくとすれば議論の対象にはなつてこないのだが、どうもそうではないようなのでしっかりとったほうがよいのではないか。
- ・地域協議会委員は選任投票を前提にした仕組みであるので、クォータ制にはなじみにくく、導入すると制度がぶつかってしまう。女性が手を挙げやすい環境をどうつくるかは考えていかななくてはならない。定数に満たない場合の選任については、配慮して女性を中心に選任している実態もある。今制度を検討している中で取り上げるのは難しい。
- ・地域協議会を、自治基本条例の中で市長等や市民と同じように位置づけるべきだという提案については、市長、市民、議会と地域協議会を並列に扱うのは難しいのではないか。
- ・この条文は、「置く」とあるだけで、内容を議論する条文でもない。
- ・地域協議会は市長のほうに属するのか市民に属するのかわからない。地域協議会という立ち位置が明確でないから地域協議会の本来の仕事、目的がはっきりしてこないのではないかという懸念もあつたので課題として指摘した。
- ・地域協議会は非常に微妙な立ち位置なものだから、うまい言い方だと思っている。地域協議会は法律上狭く解釈すれば市長の附属機関であるが、上越市の場合は選任方法に特色があり、区の住民から選ばれたことからすると一般的な附属機関ではなく、より市民に近いという言い方もできる。この表現は妙を得た表現だと思う。
- ・条文を変えようということではない。このままでいいのだが、立ち位置がはっきりしていないのは地域協議会の目的がよくわからないのではないかということで、どこかでそこら辺を決めていただけたらありがたい。
- ・地域協議会は、そもそも自分たちが住んでいる地域の課題あるいは地域づくりということとを議論する場、そしてそれを市政に届けるという役割を持ったものだとして理解している。立ち位置はそういうことでいいと思う。
- ・議員も同じような立場でないか。
- ・議員と地域協議会委員とは大きく違う。地域協議会は基本的には区の代表で、区のことしか議論しないが、議員は地域から選ばれている部分と大所高所から市政全般について議論するという2つの顔を持っている。

- ・地域協議会の立ち位置についての提案は、委員会としてどのようにまとめるつもりか。市長等あるいは市民、どちらかに入れておく必要があると思う。
- ・制度的には市長の附属機関なので行政組織の1つということになる。ただし、特に上越市においては選任投票という形をとっているの、実質的に考えると市長の附属機関であると同時に市民あるいは自治区の構成員の代表という意味合いもあるので、ここは非常に微妙である。自治基本条例の中でどちらだという位置づけは難しいと思う。
- ・どちらでもないというあやふやさが、逆に地域協議会の活動を弱めていないか。
- ・どちらでもあるとも言える。

〈行政の見解〉

市長の諮問機関としての役割と、地域の意見を取りまとめて市へ提案するという二面性を持っているわけだから、どちらとも言えないと思う。また、どちらにも入れるものではないと思う。

- ・地域協議会の役割や意味が、まだ地域協議会委員にはっきりとしていない部分があるのではないかと。地域活動支援事業においても、委員の利害に絡んで分けているような区もあるという意見、また、もっと自主自立という意味合いから立ち位置をはっきりさせないと、あやふやな中ではしっかりとした地域協議会ができていかないのではないかとという意見があった。確かに市民というカテゴリーにも入っていないし行政、市長等という中にも位置づけられていない。そういうあやふやな立場にいるということで、見た目にはっきりと定まらない地域協議会になってきている部分があるのではないかと懸念があり、立ち位置をはっきりさせたらはっきりしてくるのではないかと意味合いである。
- ・今の話からすれば、まさに自主自立である。その立ち位置でいいと思う。それが自治基本条例の中の地域自治区の部分と個別条例の地域自治区に関する記述、また法律でも与えられているが、それらの中で明確になっていると思う。立ち位置という意味合いからすれば、まさに自主自立で、その地域の住民の皆さんの思いをしっかりと受けとめて地域協議会として市政に物を言っていくという考え方で理解をしている。
- ・そこまで大事にやっていたらいけないという意味合いが込められているという組織は、本当は行政のほうに入ってくる部分ではないかと思う。会派の意見の中には、どちらかにはっきりさせたほうがもっとよくなるのではないかと意味合いがある。今ほどの意見もよくわかるし、自主自立の組織として立ち上げてきたものだという意味合いもよくわかるが、それが本当にそういう組織になってきているかということ、そうでもな

い部分が見受けられるということからはっきりさせたほうがいいのではないか。

- ・この条例の上で主体としての市民、議会、市長等というくくりの中で、3者のうちのどこに属するか、また、それとは別のもう一つのくくりなのかということは難しいと思う。
- ・自主自立の組織となり得ているかどうかという問題意識は私にもあるが、法的、制度的に見たら、第31条で都市内分権、第32条で地域自治区をうたっており、さらに個別の条例でその点についてはしっかりうたってあると思う。ただ、それぞれの地域協議会がその精神に立ってどういう努力をしていくかということは問われているが、この条文上に欠陥があって自主自立の精神や動きが封じ込められている、あるいは発揮できないというような状況ではないと思う。
- ・地域協議会は、法的には市長の附属機関だということで設置されているわけで、何ら問題はない。自主自立の活動というのは地域の課題をいかにみずからが議論するかにかかってくると思うので、制度的な欠陥は1つもない。

第32条第3項

- ・ここでは地域協議会の構成員の選任の手続のことを言っている。取り組み状況、課題の指摘の趣旨は、この項にはそぐわないと思う。

(第32条の委員会としてのまとめに向けて、各項ごとに行うか第32条として一つにまとめるかの議論があった。)

第32条第4項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(市民参画)

第33条第1項

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見はなく、委員会としてのまとめの文言整理が行われた)

第33条第2項・第3項

(具体的な説明、提案に対して意見なし)

(協働)

第34条第1項・第2項

(具体的な説明、提案に対して委員からの意見はなく、委員会としてのまとめの文言整理が行われた)

(コミュニティ)

第35条第1項

- ・具体的な説明、提案に付随して提案した委員が行った調査の中では、「集団」としている自治体が全体の3分の2以上とあるとのことだが、この条例の逐条解説には、解釈、運用という部分で明快にコミュニティはこういうものだということをうたっており、それは「団体」だと言い切っているので違和感はない。調査で示された内容がそうだからこの上越市もそのようにしたらどうかというのは、逐条解説を読む限りではそこまでする必要はない。
- ・言葉の意味はどうか。
- ・逐条解説にはそのように書いてあるが、多種多様な団体が含まれているんだということであれば「団体」という一語でくくってしまうのはいかがなものか。むしろ「集団」とか「組織」と記したほうがよりわかりやすい条例になるのではないか。一々逐条解説を読まなければ条例が解釈できないというのはどうかと思う。
- ・この条ではより人と人とのつながりを強調して、団体やグループ等組織としてきちんとした形になっていなくても、もっと緩やかな中でコミュニティを捉えていいと思うので、条文そのものを改正するとすれば「市民の団体など」という言葉を入れるか、あるいは「団体及び集団」と直すかどちらかだと思う。逐条解説の第1項の説明の二つ目でもいろいろな団体が列挙してあって、最後のところはボランティア団体などという書き方になっているので、条文もそれに対応した書き方にしてもよいのではないか。
- ・「集団」と「団体」の違いをよく理解しないといけない。
- ・条例をつくった当時は、皆さんそれなりにいろいろな議論をして最終的にこういう形になったと思うので、条文を改正するというのはより慎重にやらなければいけない。確かに他の事例を示されると、逐条解説まで読まなくてもわかるような書き方のほうがいいし、「集団」と「組織」の言葉の違いもその通りだと思うが、なるべく条文は改正しない方向でいければと思う。
- ・どちらでも一般市民がわかればそれでいいと思う。
- ・市民会議の中ではこういった問題は取り上げられなかったか。

〈行政の答弁〉

市民会議の中ではこれに関する議論はない。

- ・上越市が自治基本条例を制定するに当たって参考にした先進自治体の条例にも、「組織」とか「集団」という言葉がかなり出てきていたと思うが、その中で上越市が「団体」と決めた経過があるのではないか。議論された結果「団体」としたことを尊重するべきで、あえて変える必要はない。

- ・会派に持ち帰って検討したい。
- ・提案するに当たり「集団」という思いで示したが、「集団」という一言にこだわる必要はないと思っている。広いイメージがあるものだから、少なくとも「団体」というくくり方には違和感がある。

〈行政の説明〉

制定時の状況を説明すると、平成19年11月6日の市議会自治基本問題調査特別委員会とみんなで作る自治基本条例市民会議のメンバーとの意見交換の場で、示された括弧内のコミュニティの定義では幅広すぎる、また、「団体」より「集団」という言葉のほうが集まり、つながりをイメージできる。活動する市民団体を地域にかかわりながら活動する「集団」としてはどうかという意見が市議会から出されている。それに対して市民会議のほうでは、本条例におけるコミュニティについては、人のつながりを出発点とし、多様な考え方や立場の人が共通の目的のもとに集まることが大切であると考えることから「集団」よりも「団体」のほうがふさわしいと考えるという意見の表明があり、結果的に「団体」という言葉がそのまま残っているという経過がある。

- ・会派に持ち帰って検討することもいいし、委員会として「集団」に修正するという意見を出してもいいが、当時の議論を踏まえていけば受け入れられないということになってくるのではないか。そういうものまであえて持ち帰って議論して、「集団」というふうに修正するよう提案する必要があるのかどうか、非常に疑問に思う。
- ・「団体」だけではなく、「組織」及び「集団」に類する言葉がよい。
- ・現行どおりで差し支えないが、解説にある内容を全て踏まえて言うならば、「団体など」としてもいいと思う。
- ・このままでよい。
- ・「集団」という表現にはこだわらないが、全国的な事例も含めてもう少しイメージとして幅広くしたほうがいいという意味で提案したので、「団体」でおさめてしまうことはどうかと思う。

第35条第2項

(具体的な説明、案に対して意見はなく、委員会としてのまとめの文言整理が行われた。)

(人材育成)

第36条第1項

- ・具体的な説明、案に記された「NPOとの協働環境の整備」という文言は、ここにも入れないとならないか。

- ・人材育成というものは、ただ単に何かを検証したりということではなくて、環境そのものが人をつくるので、そういう環境整備をすることによってNPOなどの意識も高まり、意欲も高まっているいろいろな活動をやっということになる。コミュニティ活動の発展を支える意味では一番の人材を育成するのは、そういう環境の整備であり、実態を伴ったものでないといけないうし、より積極的な育成ということを考えてときには、環境整備というものが重要な要素となるので、NPOとの協働環境の整備は意識していかななくてはならない。

(多文化共生)

第37条第1項

- ・取り組み状況、課題等の指摘に記された外国人市民への差別や偏見は実際あるのか。
- ・市民会議で意見を出している方は、外国人市民とかかわる仕事をしている専門家であり、指摘は間違いないと思う。

第37条第2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(市民投票)

第38条第1項～第6項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

第38条第7項

- ・配付された平成19年の資料8ページを見ると市政会議、市民クラブが5分の1で提案している。反対しているのは公明党と毘風であった。市民会議も4分の1で、総体的に4分の1になった。
- ・当時これだけ議論がされて、市民会議の意見も資料に載っている。市議会に対する対応ということで記載もあり、最終的に条例が決まっていた経緯があるので、ここで改めて5分の1ということを目指してもなかなか通らないのではないかと。条例の趣旨も理解できるので、現状のままでよい。
- ・制定時の議論は平成19年であり、昨年4月に議員定数も32人に減った。第35条第1項の「団体」と「集団」の件も会派に持ち帰ることとなったので、これも会派に持ち帰ることとしたい。
- ・5分の1とするほうがよい。
- ・第10項に「市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない」とあり、投票結果に基づいて物事が決まってしまうものではないという条文であるので、現行

の4分の1を5分の1としてもよい。

- ・ 条例制定当時、4分の1となった議論の経過を知りたい。

〈行政の説明〉

平成19年7月30日に開催されたみんなでつくる自治基本条例の第16回代表者会議では、市民投票の要件について議論がされている。

事務局から、市民発議による市民投票の実施を市長に義務づける場合の一定の基準については、とりあえず有権者の4分の1以上の連署をもってということ、仮どめとなっていた基準の高いほうでたたき台は整理させてもらった。これは、我々がこうしたいということではなくて、皆さんにイメージを持っていただくためにこのように書かせていただいたとして事務局のほうから4分の1ということ、たたき台を出した。

以前の議論では、例えば有権者が15万人だとすると、5分の1以上で3万人であり、特定政党が組織的に集めてしまうおそれもあるので、もう少し高く4分の1から5分の1で仮どめするということである。

今回は、署名数の目安として実数を把握して具体的な数字をお示しする。これで言うと満18歳以上とした場合は、有権者が大体17万人とになり、必要な連署数が5分の1だと3万4000人、4分の1だと4万2000人、3分の1だと5万6700人になる。当然年齢構成は年々変わっていくのでこの数字自体は変化するが、おおむねの目安として捉えていただきたい。参考だが、4分の1としたのは投票率を2分の1と想定した場合、その過半数の意思があれば市民投票を実施してもおおむねよいのではないかとということで、2分の1掛ける2分の1で4分の1、これくらいが目安となるのではないかとということでたたき台を整理した。代表者会議では全員がその考え方でよいとの発言があった。もう一つのハードルとして50分の1の規定がある。その規定が残るのでよいというのが代表者会委員からの意見であった。

事務局からは、ハードルとしては5分の1だと少し低く、3分の1だと少し高いと思われるという整理でよいか、また、投票率の設定が50%というのは低過ぎるのではないかと、通常市長選挙、市議会議員選挙では60～70%ぐらいであり、それを前提に考えたときにまたその過半数くらいの市民の意思ということを考えてときに、全有権者の3分の1から5分の1くらいになると思う。そのあたりの設定の仕方から考えるとやはり少し考えなくてはならないとの説明があった。

委員からは、投票率は選挙の性格によりかなり変わる。そのような見方をすれば間違った数字ではない。また、別の委員からは、住民投票や市民投票は、大体半分くらいで

やっただと思う。生活によほど密接な関係があるような事案でない限り、投票率が70～80%となることはまず考えられないのではないか。一般的には市民投票は50%をクリアできればよいと思うので、2分の1掛ける2分の1でよいのではないかと思うということで、全委員が了解ということになっている。

この議論からは、事務局がたたき台とした4分の1について、委員の皆さんが了承されていると読み取れる。

- ・自治基本問題調査特別委員会の委員として制定当時の状況を理解している。事務局が4分の1という題出しをしたことも含めて、議会の流れとの関係で何とかおさめようという部分があったということだと思う。事務局では議会の自治基本問題調査特別委員会での議論の状況を市民会議に示しながら、条例制定を成就するためにどこにおさめていくかということに苦労していた状況があったことを申し上げておく。
- ・署名活動される方々の熱意は尊重するが、現行の4分の1で十分である。
- ・市民投票という重要性を考えれば4分の1とし、ある程度一定のハードルがあったほうがよい。
- ・市民投票を実施することに向かう市民の気持ちを大切にすることが重要である。5分の1でも6分の1でも十分に厳しいハードルだと思う。市民投票の入り口で過度に制限することは考え直したほうがよい。
- ・市民会議が4分の1と決定したことは、議決に向けた議会の雰囲気考慮した苦渋の選択だったのではないかと思う。
- ・現行の4分の1でよい。

第38条第8項～第10項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(国、県等との関係)

第39条

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(他の自治体等との連携)

第40条

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(海外の自治体等との連携及び国際交流の推進)

第41条

- ・友好都市との交流が減ってきたことについて、行政側に何か事情があるのではないか。

〈行政の答弁〉

担当でないので詳しい事情はわからないが、琿春市、浦項市とは職員の相互交流研修等も10年間続けてきたが、一つの区切りということで中断している。今後のことを考えると、韓国におけるTPPへの対応などにおいて、環境は多少違うとは思いますが、お互いの行政課題を持ち寄りながらどういうふうにか考えるかということも一つの重要な話だと思っているので、多くの経費はかけられないがお互い環境の違う中でどのように取り組んでいくか参考になると思う。そういう意味では続けていくものは続けていく必要があると考えている。

- ・当市は非核平和都市宣言をしているが、非核平和の実現及び地球規模の諸課題という部分はどちらかと言えば国の範疇であり、むしろ海外の自治体とは産業、よく言われる環日本海、これからのエネルギーの問題も含めてそうした角度で推進していかなくてはならない。海外の自治体にまで言及している条例は全国的にも少ない。上越市は先駆的な自治基本条例を持っていることからこの条文で十分である。
- ・韓国とは今まで行き来もあつたし職員交流もあつたが、今一つの区切りで何年も途絶えている。これからのいろいろな複雑な問題の中で、交流はもう一步前へ進んでもいいと思う。

(最高規範性)

第42条第1項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

第42条第2項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案に対して委員からの意見なし)

(見直し等)

第43条第1項～第4項

(取り組み状況、課題等の指摘及び具体的な説明、提案なし)

(改正手続)

第44条

- ・逐条解説の解釈、運用に詳しく記載があり、これで十分である。
- ・当時の市民会議の思いがここには十分に入っていない。
- ・逐条解説の解釈、運用の45ページに記されている「改正する内容に応じて必要な措置を選択し」という中に、市民投票が含まれていると理解してよいか。

〈行政の説明〉

市長がとる必要な措置の中に市民投票条例が入るかかどうかということについては、逐条解説の解釈の38ページ第38条の市民投票の解説として、市長がみずからの判断に基づき市民投票を実施できると記されており、解釈として市民投票が含まれる。

- ・現状で理解できる。
- ・審議会等の設置で時間的なロスをなくすためにも簡易な文言の修正などは、現行のとおりでよい。
- ・より分かりやすくするために逐条解説を修正することとし、具体的な説明、提案のとおりとするのがよい。
- ・今回改めて解説上問題があるということを指摘し提案しているにもかかわらず、上越市議会がこのままでおさめたということになると、説明責任の部分で問題が今まで以上に広がると思う。簡易な文言の修正を問題にしているのではない。広く市民の意見を聴くという条文の解説の中で、広く市民の意見を聴く話でないものを例示として挙げるといふ手法は、つじつまが合わない。
- ・逐条解説の三番目の文は表現としてよくない。広く市民の意見を聴く具体的な方法を記しておけばいいだけの解説の中に、全く異質な文言修正について記載していることでよりわかりにくくしている。解説の手直しが必要である。
- ・提案のとおり逐条解説を修正したほうがよい。
- ・逐条解説の三番目について、文言上は何も問題はない。
- ・文言上何も問題はないと言うが、当時の市民会議が思いを述べたことを入れたほうがいいのではないかとということで提案した。どのような理由で反対されるのか理解できない。素直に市民会議の思いを入れることがなぜ悪いのか。
- ・逐条解説の二番目では「必要な措置を選択し」と記されており、その措置については条例でうたっていて、その中で選択できることになっている。そのとおり理解できることから修正は必要ないということである。
- ・市民会議ではいろいろな議論があつて、思いもあつて提言書で述べているわけだから、そのことを逐条解説に例示として入れてもいいのではないか。
- ・当時どういう議論があつてこのように落ち着いたか経過を聞きたい。

〈行政の説明〉

当初みんなで作る自治基本条例市民会議の中では、改正時の手法として市民投票の実施について積極的な意見はなく、むしろ採用が困難であるという見方で大方一致していたことから、事務局で作成した提言書の素案には市民投票に関する記述はしていなか

った。

その後、市民会議と市議会の自治基本問題調査特別委員会との意見交換会において、改正手続は特別多数議決と市民投票を組み合わせるものにすべきであるとの意見が議会側から出されたことを踏まえて、提言書の素案にも市民投票が可能である旨の説明を加えた。

また、提言書の素案に対する市議会の意見を聞いたところ、条文に市民投票を実施する旨を入れるべきとの意見が出された。

これを受けての市民会議の議論では、自治基本条例の改正に市民投票を使うことが実際可能なのかなど否定的な意見のみが述べられ、広く市民の意見を聴くための手段として市民投票を実施することは可能だとは考えるが主にとるべき手法ではないと考え、条文は修正しないという考えが示された。このことから逐条解説のみに市民投票に関する記述を残すこととした。

その後のさらに平成19年9月定例議会で市長が、自治基本条例の制定時における市民投票の採用について、市民投票というのは意思決定であり白か黒か、マルかバツかということであるため、自治基本条例は賛成だけれどもこの点については賛成できないというようなことについては、住民投票は不向きであるという答弁をしている。

以上のような経過を踏まえて、最終的な逐条解説書を作成する際に、市民会議からの提言書にあったような市民投票の実施も可能であるという記述よりも、改正の内容や範囲などに応じてその他の適切な手法を選択することを可能としているという形で、とり得る手法に幅を持たせるような記述がふさわしいという判断から現在の形にした。

- ・ 十分理解したし、この文言で問題ない。
- ・ 少なくとも改正手続という形の中で、提言書がこのようにまとめられたというのは、そのことを踏まえた話でなければ、全てが結論として述べられた文書がそうではないというふうにして終わってしまうというのは解せない。行政の説明で市長の答弁の話が出たが、それはその市長の部分であるかもしれないし、私も一般質問したがその答弁で市民投票というのはそれも一例だというふうにとめていた。説明は議論の過程の一部を切り取って話をしているように思う。仮に答弁書にそのように書いていたとしても、それが再質問、再々質問の中で覆ることもあるわけだし、それを補強するような話をした中で実際は認めていくということもある。いずれにしても、この逐条解説の文脈の中では非常に誤解を受けることは確かであるので、どのような形におさめるにしても市民会議の提言を入れて、簡易な修正についての部分は項を別立てにして掲載することがど

うしても必要だと思う。

- ・制定当時とは市長がかわっているのに、現在の市長に議会の意見として出したらよいのではないか。

〈行政の補足説明〉

我々は、手法としての市民投票を否定しているわけではなく、市民会議の意見にもあったように、場合によっては有効かもしれないが主たる方法にはならないであろうということで、とれる手法の選択肢の幅を広げることからこのような表現をとっている。

- ・補足説明を聞くと、このままでよいと思う。
- ・この状況をそのままにすることは納得できないしまずいと思う。解釈・解説の三番目の項目を2つに区切り、「例えば」以下を別にしたほうがよい。この表現のままでは、誤解する人が多いと思う。
- ・解釈・解説の三番目の項目を「広く市民の意見を聴く具体的な方法としては、一般的には審議会のような調査審議機関での検討やハブリックコメントなどの実施が想定される。」とし、さらに項目を追加して、四番目に「なお、法令改正などに伴う形式的な文言修正のための条例改正の場合には、市長がその権限と責任の下で、簡易な措置を選択することも可能である。」としてはどうか。提案者の意見にある「市民投票」という語句は入らないが、「ハブリックコメントなどの実施」に含めることとしてわかりにくさが解消されると思う。
- ・多くの選択肢を可能にするということが大事なことなので、解釈・解説の三番目の文中の「改正の内容や範囲などに応じて、その他適切な手法を選択することを可能にしたものであり」という文言を抜いてはおかしい。
- ・広く市民の意見を聴くための方法を記している中で、「例えば」以下の表現が誤解を受けるということであって、必要なら独立させたらどうか。
- ・解釈・解説の三番目の項目については、表現として適切さを欠いているということで指摘し、もう少しわかりやすく整理をしてほしいとの意見をつけてはどうか。

追加条項（第5章 市政運営） 組織

- ・重要な提案だと理解するので、会派に持ち帰り検討したい。
- ・追加することに同意する。
- ・提案されている第1項中、「機能的かつ市民にわかりやすい組織」を「機能的な組織」に修正したほうがよい。市民にわかりやすいということは、どの条文にも当てはまること

なのであえて表記しないでよいと考えた。

- ・条文については、提案されている例示文を参考にして理事者から検討してもらえばよい。
- ・どの条に追加するかなど詳細は理事者に委ねることとし、追加する旨を提案することによい。

追加条項（第5章 市政運営） 出資法人等

- ・第1項に情報公開の記載があるので、第2項は不要でないか。
- ・第1項では、市長等が出資法人等に指導及び助言する規定であり、市長が情報公開を出資法人に対して求めている内容である。また、出資法人が直接市民に公表するわけではないので、第2項は市長等が財政状況を市民に対して公表しなければならないという規定であり、同じ情報公開であっても主体や受け手が異なる。
- ・重要な提案だと理解するので、会派に持ち帰り検討したい。
- ・財務状況の公表について、根拠となるのは地方自治法施行令第152条だと思うが、4分の1以上の出資法人というくくりでよいか、さらに調べてみたいと思う。
- ・追加することに同意する。
- ・積極的に追加すべきだという考えではないが、追加しても差し支えないと思う。
- ・4分の1以上の出資法人とした根拠を提案者に聞きたい。
- ・現在、報告説明を受けている出資法人を踏襲している。
- ・第1項の例示文について、「必要な指導及び助言」とあるが、指定管理者を束縛するようなことにならないかという懸念がある。指導及び助言は半ば強制的にならないか、文言の検討が必要だ。
- ・提案者に確認するが、現在第三セクターの持ち株会社化を進めているところだが、それらとの関係をどのように考えているか。
- ・基本的には、持ち株会社に集約されるのであれば、集約された後の会社で対応する形になろうかと思う。
- ・現在第三セクターの持ち株会社化を進めているところであり、その推移を見守りたいので条項の追加については慎重に考えている。追加は今回でなくて次回の改正時でよい。
- ・特段持ち株会社化の推移を見なければならぬような中身ではないと理解している。条項を追加すると何か支障があるということではないと思う。
- ・4分の1以上の出資法人として言い切つてよいか疑問がある。市が損失補償しているような出資法人では、4分の1未満の出資であっても議会に報告することになっていると思うので、その辺も含んだ表現が必要ではないか。

- ・自治法において議会に報告が義務づけられている出資法人の範囲について、行政の説明を求める。

〈行政の説明〉

自治法では2分の1以上出資している法人について、経営状況を議会に報告しなければならないが、当市では議会の要請に基づいて4分の1以上出資している法人について経営状況を報告している。

また、情報公開について、自治基本条例は自治の基本的な理念と仕組みを定めたものであり、個々具体的なものは個別条例に規定をするという構成になっている。自治基本条例第19条を受けて情報公開条例の定めがあり、情報公開条例第19条に出資法人等の情報公開について努力義務を課している。さらに情報公開条例施行規則で出資法人等の定義として4分の1以上出資している法人を規定している。また、個人情報の保護についても自治基本条例に基づいて個人情報保護条例が定められており、議論されている追加条項について、現在の自治基本条例と個別条例による体系の中では対応ができていると思っている。

- ・自治基本条例が理念条例であるという点で、体系的、網羅的な意義を低める話ではない。自治基本条例の中で情報公開、個人情報保護については、解説があるということだけであり、出資法人というくくりの中で市としてのかかわり方、市が公表をするという点について、個別条例ほどの具体性はないにしてもある程度の規定をしていくことは重要なことだと思う。また、法的には50%を超える出資となっているが、当市で実際25%以上ということで報告されているので例示のとおり4分の1として提案したが、検討していただくことはやぶさかでない。
- ・情報公開と個人情報保護の関係は自治基本条例の中できちとうたっているので、追加条項出資法人等の第1項（例示）の「適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、」の文言はなくても差し支えない。
- ・出資法人の部分で難しいのは、条文の中に特に規定はなく、解釈にあるだけである。条文の整合的な部分からすると、そこまでしてよいか迷うところである。自治基本条例の第19条情報公開の中で、具体的に条文としては入っていない。解釈を前提にして「適切な情報公開及び個人情報の保護が行われるとともに、」の文言がいないということがいいものかどうかと思う。むしろ、追加条項では出資法人そのものの規定をするわけだから、それはそれとして入れておいてよいと思う。
- ・自治基本条例における情報公開の扱いは、ほかもみんな同様に個別に条文ではうたって

いない。この出資法人等にだけうたうのは不自然ではないか。そうすると該当する条項
全てでうたわなくてはならないということになる。